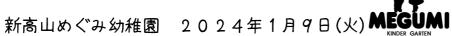
1月の園だより望るのである。日日の園だより





~あけましておめでとうございます~ (空)



新しい1年が始まりました。ご家庭でも良いお正月を迎えられたことと思います。今学期は1年のしめくくりです。2月のお遊戯会に向け、お遊戯会の練習が保育の中心となりますが、子ども達がより充実した生活を送れますようにと思っています。ご家庭との連携をより密にして、職員一同、気を引き締めて参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。





保育目標

・年長組・・・☆おゆうぎ会に向けて、クラスのみんなで一つの目標に向かって取り組む楽しさを味わう。

☆寒さに負けず、しっかりと身体を動かし、身体づくりをする。

☆生活習慣を見直し、新しい生活リズムや環境でも見通しを持って落ち 着いて過ごす。

・年中組・・・☆新しい年を迎えるとともに、一年の目標を決め、それに向けて努力を する。

> ☆なわとびにチャレンジしながら、やってみようという気持ちを持つ。 ☆霜や氷等に触れ、冬の自然事象に興味・関心を持つ。

・年少組・・・☆冬の生活の仕方を身につけ、寒い冬を健康に過ごす。 ☆自分の思いを友だちや保育者に伝えながら、遊びや 生活を楽しむ。



☆おゆうぎ会の音楽や絵本に親しむ。

英語参観日

※MEGUMI通信第17号 (2023/11/10 配布) で案内したものと同じ

日時	クラス	駐車場
1月16日 (火)		
10:00~10:30	桃	いきいきサロン新高山
10:30~11:00	橙	園裏 P
11:00~11:30	赤	いきいきサロン新高山
1月30日(火)		
10:00~10:30	黄	いきいきサロン新高山
10:30~11:00	緑	園裏 P
11:00~11:30	白	いきいきサロン新高山
11:30~12:00	青	園裏 P



年長組へのお知らせ・お願い

1) ピアニー

- おピアニーをお家に持ち帰ることがありましたら、いっしょに練習を見てあげて下さい。 毎日使いますので持ち帰った翌日には必ず園に持たせてあげて下さい。

2) プリント「就学前にしつけたいこと」

◆本日、「就学前にしつけたいこと」のプリントを配布しています。よく目につく所に貼って、ご家庭でも心がけて下さい。

3) 園での就学前の準備

- **総**就学前の準備として、2学期末から毎日、この6点を必ず自分で確認をし、登園するように決めています。ご家庭でも忘れ物がないよう、心がけて下さい。
- **総**①カラー帽子、②スモック、③名札、④ハンカチ、⑤ティッシュ、⑥ネクタイ
- ※子どもたちは毎日忘れ物がゼロになるよう、がんばっています。

4) 入学予定の小学校

- &どこの小学校へ入学するかを把握させていただくため、下記の調書を<u>1月15日(月)</u> までに記入して必ず提出して下さい。
- 級転勤などで、まだ小学校が決定されていない場合は決まり次第で構いませんので、その旨を担任にお知らせください。

|--|

・くみ	名前	
• \ \ \ \ \	石削	





節分

8日時:2月2日(金) 10:00~

公伝統的な日本の行事です。子ども達は自分で作ったオニのお面をかぶり、職員やお友達といっしょに豆まきをし、心の中の悪いオニを退治します。オニのお面と豆を2月2日(金)に持ち帰りますので、ご家庭でも豆まきをしてみて下さい。

公1月29日(月)に自分で作ったお面をかぶって各クラスのグループごとに記念撮影をします。なるべくお休みのないようにして下さい。

無償化にかかわる変更は早めの手続きを

- ◆以下に該当する変更が生じた場合、<u>必ずご自身でお早めに手続き</u>を進めて下さるよう、お願いいたします。
- ◆【全員】①申請保護者が変わる、②他の市へ転居する、③離婚等で世帯状況が変わる *例:福山市から尾道市へ転居した場合、改めて尾道市へ認定の申請が必要です。
- ◆【第2号】①勤務先の変更、②労働時間が大幅に変更、③育児休業の開始・終了、④ 病気などにかかった・回復した、⑤介護する必要・不要、⑥ご出産など 保育の必要 性にかかわる諸点の変更
- ◆手続きが間に合わないと空白期間が生じ、最悪、保育料を全額実費で支払う(全員)、 ひまわり保育の利用料が戻ってこない(第2号の方)かもしれません。
 - *例:ある第2号のご家庭の場合、1ヶ月分の空白が生じると0円負担→33,460円の実 費を支払い。
- ◆無償化にかかわる行政の窓□は以下の通りです。 *まずは園へご相談下さい。
 - ・尾道市教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238
 - ·福山市保健福祉局 保育施設課 084-928-1140
- ◆各手続きの用紙(様式)は園にあります。お申し出下さい。
- ◆手続きを終えましたら、必ず園へご一報下さい。 *特に第1号から第2号への変更
- ◆尾道市:前月の15日までに手続きをすれば、翌月から変更となります。

福山市:毎月5日と20日の2回、一括で認定します。それぞれの前日までに書類を提出して下さい。